令和４年度 第４回 野田市自治会連合会常任理事会次第

日　時：令和４年１１月１６日（水）
午後２時００分から
場　所：市役所８階　旧レストラン会議室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　部長あいさつ

４　議　　題

（１）自治会の事務事業見直しについて

（２）理事視察研修について（報告事項）

（３）自治会長一日研修について

（４）連合会開催事業の進め方及び弁償費の取扱いについて

（５）各種委員の推薦について（報告事項）

（６）その他（市からの連絡事項等）

５　閉　　会

令和４年度　第４回常任理事会　会議資料

（議題１）自治会の事務事業見直し協議について

内容について市民生活課よりご説明させていただきます。（**別紙１参照**）

（議題２）理事視察研修について（報告事項）

令和４年度理事視察研修の実施については、第３回常任理事会書面表決の際に常任理事の皆様から、理事視察研修について多くのご意見をいただきありがとうございました。これらのご意見を踏まえた上で担当者内で協議を行った結果、令和４年度の理事視察研修については中止とすることを決定し、第６回正副会長会議の際にその報告がありました。

中止の理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況の他、実施に伴う不安要素が予測できない事や、宴席を伴う一泊旅行の開催は自治会長の集まりである連合会の主催事業としては時期尚早であるとの判断をしたものです。ご参加を予定されていた皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、お手数をお掛けし申し訳ございませんが、今回の中止の件につきましては、同地区内の理事の皆様にも周知いただきますようお願い申し上げます。

（議題３）自治会長一日研修について

自治会長一日研修リーダーの五味会長よりご説明させていただきます。

１１月１４日に自治会長一日研修事業メンバー全員が集まり協議を行った結果、全員一致で今年度の一日研修は中止することといたしました。中止を決めるに至った主な理由については以下のとおりです。

（中止の理由）

①現在、新型コロナが第８波と言われるほど感染が再拡大している事。
②新型コロナの影響で100名程度の見学を受け入れる施設が殆ど無い事。
③バスは密を避ける為に１台の定員は通常時の半数程度に制限され、100名程度の参加者を想定した場合、バス4～5台の借用が必要となり、コストの高い民間バス複数台の借用が必要な為、多額の費用がかかる事。
④バス4～5台が停まれ、100名程度が食事できる場所の確保が困難な事。

ついては、今年度の一日研修の中止についてご協議願います。

（議題４）連合会開催事業の進め方及び弁償費の取扱いについて

内容については、本案を作成いただいた矢野副会長よりご説明させていただきます。（**別紙２参照**）

（議題５）各種委員の推薦について（報告事項）

このことにつきましては、各課より以下の委員の推薦依頼があり、各課指定の推薦期限内に常任理事会の開催予定がなく、開催を待つ時間的な余裕も無いことから、以下の３件の推薦につきましては会則１４条の２の規定に基づき、第６回正副会長会議（１０月２１日開催）において、正副会長の専決処分により、現在も委員を務めていただいている３名の方を引き続き推薦させていただくこととなりましたので、ご報告させていただきます。（**別紙３参照**）

①委員会名：野田市地域福祉計画審議会委員（担当：生活支援課）
現任委員：南部第２地区　鈴木　剛 常任理事
委嘱期間：令和４年１０月１日～令和６年９月３０日
推薦人数：１人
勤務態様：年３回程度
報　　酬：日額　6,500 円

②委員会名：野田市男女共同参画審議会委員（担当：人権・男女共同参画推進課）
現任委員：東部地区　原口　立 常任理事
委嘱期間：令和４年１１月１日～令和６年１１月１０日
推薦人数：１人
勤務態様：年１回程度
報　　酬：日額　6,500 円

③委員会名：野田市文化センター運営審議会委員（担当：生涯学習課）
現任委員：中央東地区　清水　拓司 常任理事
委嘱期間：令和４年１１月１日～令和６年１０月３１日
推薦人数：１人
勤務態様：年２回程度
報　　酬：日額　6,500 円

（議題６）その他（市からの連絡事項等）

別紙１

自治会の事務事業見直しの進め方について

市民生活部市民生活課

現在、自治会事務事業の見直し項目として、防災活動、自治会集会施設整備事業補助金、避難行動要支援者支援計画の３項目について検討を進めておりますが、自治会集会施設整備事業補助金及び避難行動要支援者支援計画については、まだ、常任理事会での了承をいただくまでに至っておらず大変申し訳ございません。

これまで自治会事務事業の見直しについては、自治会連合会の常任理事会で見直し案について了承を頂いた後、地区（公民館等）ごとに説明会を開催し、市民の方からご意見をいただいておりました。

現時点で地区ごとの説明会を開催し、見直し案について説明及び意見を徴することができる項目は、防災活動のみとなります。残りの項目について了承をいただいた後、説明会を開催することとした場合、防災活動の見直しの進捗が遅れてしまうこと、また、残りの項目を待たずに単独で説明会を開催した場合、市民にとって項目ごとに出席を要するなどの負担が増えるだけでなく、新型コロナウイルスの影響により、自治会の事務事業見直しの進捗が遅れている中、今後、感染拡大により地区ごとの説明会が開催できないことも想定されます。そのため対面による地区ごとの説明会開催に代えて、パブリック・コメント手続を実施することで進めたいと考えております。

自治会の事務事業見直しの進め方

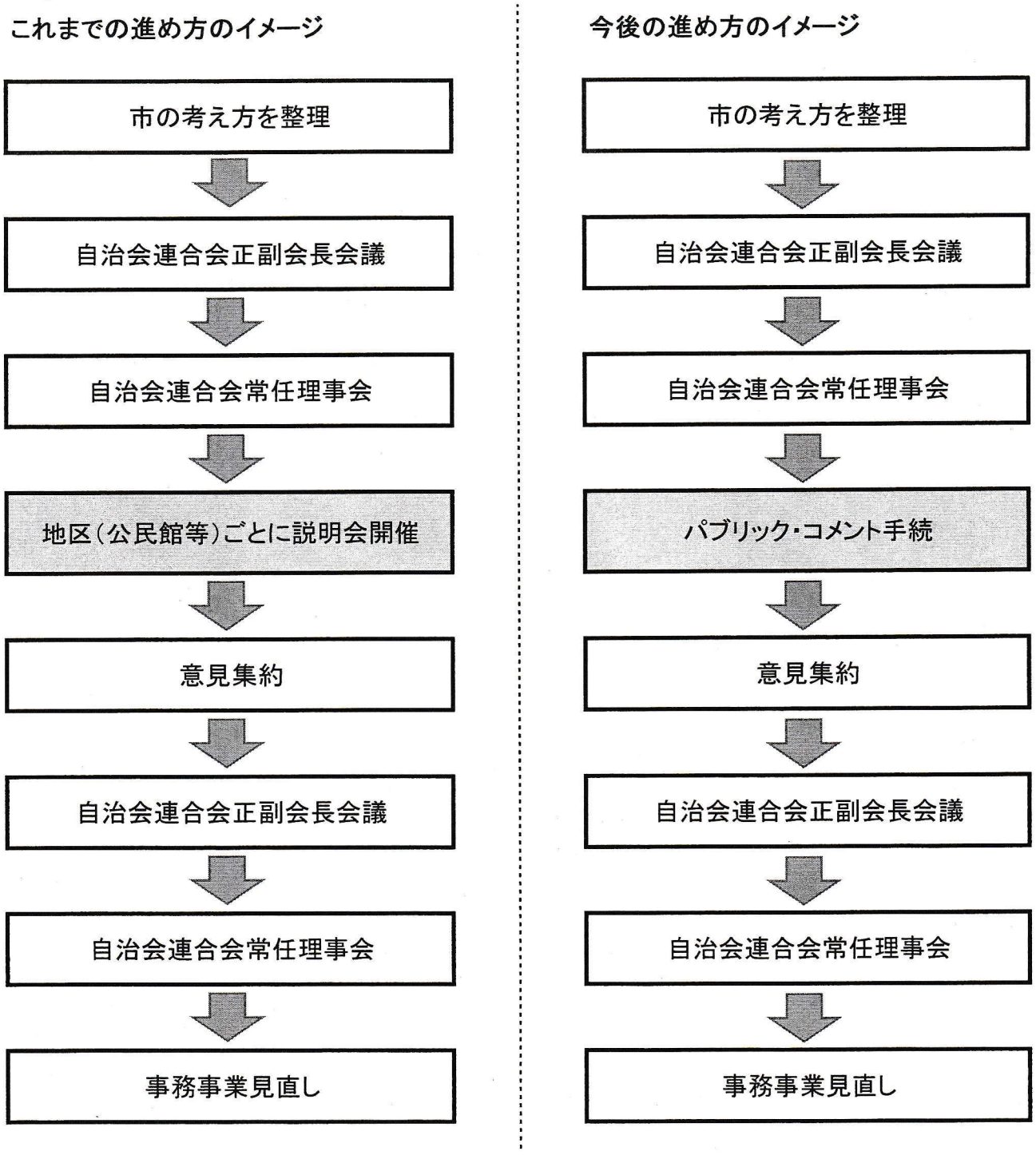

パブリック・コメント　Q&A

ページ番号　1001232　　更新日　平成27年1月29日

野田市では、パブリック・コメント手続制度を活用し、市民の皆さんとよりよいまちづくりを進めていこうと考えています。皆さんもぜひご参加いただき、ご意見をお寄せください。

Q1 最近、パブリック・コメントってよく聞くけど、一体何のことなの？

A　パブリック・コメントとは、もともと国の機関が政令や省令などを制定する際に、事前に案を公表して、広く国民から意見や情報を募集する手続で、野田市も平成19年4月から試行として手続を始め、平成22年6月30日から「野田市パブリック・コメント手続条例」を制定し、本格的に開始したんだ。

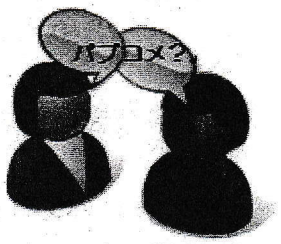

Q2 野田市ではどのようなものがパブリック・コメント手続（以下「パブコメ」）の対象になるの？

A　市のパブコメでは、**市の基本的な方向性を示す計画や条例**を対象にしていて、限定された区域や特定の市民を対象としたもの、また、市民に直接の影響がない市役所内部の決めごとなどは対象としていないんだ。

Q3 ところで、パブコメを実施しているのかどうかは、どこに行けばわかるの。

A　意見募集については、市報と市のホームページで事前にお知らせしているよ。意見を募集する案や関係資料については、市のホームページ、担当課の窓口、本庁舎といちいのホール行政資料コーナー、各公民館及び各図書館などで見ることができるんだよ。

Q4 私も意見を提出できるの？

A　もちろんだよ。野田市に住んでいる人や野田市で仕事をしている人など、野田市に関係がある人は誰でも意見を提出できるんだ。

Q5 意見はどうやって提出するの？　どんなことを書いたらいいんだろう？

A　難しく考えることはないよ。ホームページなどで公開された計画や条例などの案を見て、
「何ページの「○○○」という項目は、こうした方が良いのではないか。」
「私は「反対、賛成」である、理由は「×××」である。」など、思ったことを箇条書きや文章にまとめて市の担当課に提出すればいいんだよ。

Q6 思ったより簡単そうね。

A　このような意見の書き方もあるので、書き方例をご紹介しましょう。

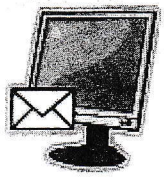

1. ●ページの「○○○」という項目に、「▲▲▲」を加えてはどうか。
2. ●ページの「□□□」については、「△△△」という情報もあるので取り入れてはいかがでしょうか。
3. ●ページの「□□□」については、基本的に賛成である。●●部門こそ、市が力を入れて行うべき基本的役目である。
4. 各項目に抽象的な表現が多く、具体的に何をどうするのかが不明確な部分が多い。目標を数値で表すなど、より具体的に結果が出せるよう工夫した方が良い。

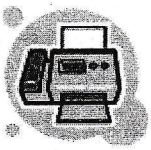

意見は、市のホームページのパブリック・コメントのページから直接送信ができるし、ファクス、郵送、直接持参するなどの方法でも受け付けているよ。それから、意見募集期間中は、本庁舎といちいのホールの行政資料コーナー、各公民館、各図書館に意見投函箱が設置してあるので、そこに投函することもできるよ。

Q7 私も意見を送れば取り扱ってもらえるのかな？

A　そうだね、パブコメは、提出された意見を参考にして、より良い案にするための手続だからね。寄せられたすべての意見にきちんと目を通し、意見の概要や意見に対する市の考え方も市ホームページで公表しているんだよ。つまり、行政の説明責任が伴っていることが特徴だね。ただし、募集の趣旨と直接関係のない意見については、パブコメの意見として取り扱われないから注意してね。

Q8 なるほど。パブコメは、私たちが手軽に市政に参加できるってことなのね。でも、本当に私の意見が反映されるのかしら。

A　パブコメは、寄せられた意見数が多いものから反映させるというわけではなく、意見の内容を大切にしているんだ。平成21年度に実施した人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）では、寄せられた意見は18件だったけど、そのうち13件の意見を参考に内容を充実させて最終案ができたんだよ。

そうか！私が思ったこと感じたことを素直に書いて提出すればいいのね。

今回の話を聞いて、私たち市民の意見が、野田市の政策の方向性を決めるのにとても大きな影響を与えるものだということが分かったわ。
皆さんも、ぜひ、パブコメに参加しましょう。

ご意見をお聞かせください

質問：このページの内容は役に立ちましたか？
○ 役に立った ○ どちらともいえない ○ 役に立たなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？
○ わかりやすかった ○ どちらともいえない ○ わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？
○ 見つけやすかった ○ どちらともいえない ○ 見つけにくかった

送信

別紙２

連合会開催事業の進め方及び弁償費について

連合会開催事業については、事業計画立案時に協議され、決定されるが、各事業の担当者、進め方（予算措置含む）、事業開催後の精算等に対し、ルールが無い為、ここに提起する。

（1）開催事業の決定

開催事業計画案（予算措置含む）は、正副会長にて、事業計画立案時に協議し、決定し、常任理事会で承認を得るものとする。

（2）事業担当者の決定

①正副会長会議で、事業担当者案を作成し、常任理事会で、協議・決定する。
②各事業については、当該事業のリーダー・サブリーダーを選出するとともに、協力委員を選出する。
③リーダーは、開催当日、委員以外の手伝いが必要な場合は、常任理事会で協力要請をする。

（3）事業担当者の役割

①リーダー・サブリーダーは、当該事業の進め方（予算措置含む）を「開催要領書」（案）としてまとめ、メンバー間で協議し、決定する。
②リーダーは、正副会長会議で、「開催要領書」を説明する。
③予算措置については、各事業間で、可能な限り、整合性をとる為、下表をベースに予算計上する。

費目	弁償費
《会議費》	
・事業担当者が集まり、協議する場合、参加者一人に対する弁償費	3，000円
・開催当日の弁償費（手伝いの人も含む） 参加者一人に対する弁償費	3，000円
※出張研修については、研修日当日の費用弁償は支出しない。	
《資料作成費》	
（注）右に記載の弁償費は当該作業の上限金額とする。複数人で作成する場合は、作成者で按分する。	
・既存の資料（例：前年度資料等）を活用し、再整理する場合（司会進行表の作成など）	3，000円
・新たに資料を作成する場合（※資料作成の為の調査含む）	
①A4で10枚未満	5，000円
②A4で10枚以上	10，000円
・簡単な資料（アンケート用紙/案内書等）の作成の場合	1，000円
・目的に合わせ、パワーポイントを作成する場合	
①10画面未満	5，000円
②10画面以上	10，000円

・目的に合わせ、音入れを行う場合	
①10画面未満	5，000円
②10画面以上	10，000円
・動画編集/ホームページ登録（※動画撮影は含まない）	5，000円
・アンケート結果の整理/作成	3，000円
・原稿作成費（作成者に対する弁償費）	3，000円
・連合会だよりの編集/校正	10，000円
《実費精算》 ※下記の場合は、実費精算とするので、領収書を提出する。また、物品を購入した場合は、物品も市民生活課へ提出する。	
①お茶 ②郵送料（切手等） ③物品購入（当該事業に必要な物品） ④ガソリン・高速料金・駐車料金等 ⑤外注費（印刷・製本等） ⑥借上げ費（文化会館等）	実費

④上表の作業に該当しない作業が発生した場合、リーダーは、その内容を正副会長会議で提起し、承認を得るものとする。（但し、作業に対する軽微な費用は除く）

⑤リーダーは、予算計画を立てる際、開催実績のある事業に対しては、当該精算表を参考に、抜け落ちの無いように作成する。

（4）開催当日

①事業リーダーを中心に開催する。

②参加者に対し、事業内容の改善を目的に、アンケート用紙を渡し、記入後、回収する。また、動画での開催の場合は、自治会長にアンケート用紙を送付し対応する。

（5）開催後の精算

①リーダーは、開催後、速やかに、精算表を作成し、サブリーダーの確認をとる。

②実費精算分の領収書は、リーダーがまとめ、精算表に添付する。また、購入備品も同時に事務局に納入する。

③事務局は、アンケート用紙を回収し、リーダーへ渡す。

④リーダーは、アンケートを集計し、委員と良かった点/改善事項を協議し、次回の開催留意事項としてまとめ、正副会長会議で説明する。

☞ 効果が少ないと判断した場合は、事業の廃止提案も可とする。

⑤精算表様式は、次ページの形式で作成するものとする。

年　月　日

XX年度 XXXXX事業 精算表

費目	予算	実績	差(実一予)	内訳
《会議等》				
小計				
《資料作成》				
小計	0	0	0	
《実費精算》				
小計	0	0	0	
《その他》				
小計	0	0	0	
合計	0	0	0	

リーダー　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

サブリーダー　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑥正副会長会議での説明後、リーダーは、事務局から金額を受領し、当該者へ渡すことを原則とするが、事務局へ依頼し、当該者へ渡しても良い。

(6)その他

上記内容は、事業が開催された場合が対象で、開催計画をしたが、何等かの理由により、開催中止となった場合は適用しない。

別紙３

1　各種委員の推薦について

令和４年１１月１６日現在

NO	名称	任期	人数	委員氏名	委員の所属地区	備考(委員の条件等)	事務局
1	野田市総合計画審議会委員	R3.4.1 ～ R5.3.31	1人	・五味　良仁		会長あて職	企画調整課
2	野田市行政改革推進委員会委員	R4.5.15 ～ R6.5.14	1人	・望月　秀嗣	南部第一		行政管理課
3	野田市市民活動事故判定委員会委員	R4.4.1 ～ R6.3.31	1人	・小林　淳	関宿		市民生活課
4	野田市消費者行政連絡会委員	R4.3.2 ～ R5.3.1	1人	・鈴木　勇	上花輪・太子堂		市民生活課
5	野田市防犯組合役員(副組合長)	R3.4.1 ～ R5.3.1	1人	・五味　良仁		会長あて職（副組合長は連合会長職）	防災安全課
6	野田市防災会議委員	R4.4.1 ～ R6.3.31	1人	・鷲尾　真由美	新木間ケ瀬	防災会議と国民保護協議会は同じ人で女性	防災安全課
7	野田市国民保護協議会委員	R4.4.1 ～ R6.3.31	1人	・鷲尾　真由美	新木間ケ瀬		防災安全課
8	野田市交通安全対策協議会委員	R3.9.7 ～ R5.9.6	1人	・五味　良仁		会長あて職	市民生活課
9	野田市自転車等駐車対策協議会委員	R3.11.29 ～ R5.11.28	1人	・岡村　昌夫	西部		市民生活課
10	野田夏まつり踊り七夕実行委員会委員		1人	・渡邉　建樹	3ケ町	3ケ町あて職	商工観光課
11	野田市清掃工場等環境保全協議会委員	R3.2.1 ～ R5.1.31	4人	・山田　靖夫	南部第一	南部、川間、福田の各地区及び、関宿地域で固定。(その地区のあて職)	清掃計画課
				・矢野　博	川間		
				・市原 康雄	福田		
				・小野田　達男	二川		
12	廃棄物減量等推進審議会委員	R3.10.24 ～ R5.10.23	2人	・渡邉　建樹	3ケ町		清掃計画課
				・逆井　芳衛	中野台・堤台		
13	野田市公共下水道運営審議会委員	R4.9.1 ～ R6.8.31	3人	・逆井　芳衛	中野台・堤台	下水道供用地区在住で下水道使用者・旧関宿町区域から1名	下水道課
				・岡田　武治	清水		
				・鷲尾　真由美	新木間ケ瀬		
14	野田市営住宅入居者選考等委員会委員	R3.11.1 ～ R5.10.31	1人	・鈴木　勇	上花輪・太子堂		営繕課
15	**野田市地域福祉計画審議会委員**	**R4.10.1 ～ R6.9.30**	**1人**	**・鈴木　剛**	**南部第二**		生活支援課
16	福祉のまちづくり運動推進協議会委員	R4.4.1 ～ R6.3.31	2人	・岡田　武治	清水		生活支援課
				・清水　拓司	中央東		
17	野田市民生委員推薦会委員	R2.3.1 ～ R5.2.28	1人	・川村　春樹	木間ケ瀬		生活支援課
18	野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員	R3.4.1 ～ R5.3.31	2人	・鈴木　剛	南部第二		介護保険課
				・岡村　昌夫	西部		
19	野田市児童福祉審議会委員	R3.5.10 ～ R5.5.9	1人	・小倉　幸雄	七光台		児童家庭課
20	野田市要保護児童対策地域協議会委員	R3.4.1 ～ R5.3.31	1人	・小倉　幸雄	七光台		子ども家庭総合支援課
21	**野田市男女共同参画審議会委員**	**R4.11.11 ～ R6.11.10**	**1人**	**・原口　立**	**東部**		人権・男女共同参画推進課
22	野田市青少年問題協議会委員	R4.8.1 ～ R6.7.31	1人	・小林　淳	関宿		青少年課
23	**野田市文化センター運営審議会委員**	**R4.11.1 ～ R6.10.31**	**1人**	**・清水　拓司**	**中央東**		生涯学習課
24 (25)	野田市社会福祉協議会　理事 （野田市共同募金会　理事）	R3.6.25 ～ R5.6	2人	・五味　良仁 (副会長)		・副会長、理事は会長と関宿地域のあて職 ・共同募金会委員は、社協委員就任者が自動的に就任	社会福祉協議会
				・川村　春樹	木間ケ瀬		
26 (27)	野田市社会福祉協議会　評議員 （野田市共同募金会　評議員）	R3.6.25 ～ R6.6	2人	・矢野　博	川間		
				・齋藤　洋助	北部		
28	あおいそら運動推進委員会委員	R3.6.5 ～ R5総会日	1人	・五味　良二		会長あて職	興風会館
29	野田市消防委員会委員	R3.10.1 ～ R5.9.30	2人	・原口　立	東部		消防本部
				・市原 康雄	福田		
30	野田市まち・ひと・しごと創生専門委員	R3.3.29 ～ R8.3.28	1人	・五味　良仁		会長あて職	企画調整課
31	野田市コミュニティバス等対策審議会委員	R3.2.18 ～ R5.2.17	1人	・小野田　達男	二川	条件あり	企画調整課
32	野田市特別職報酬等審議会委員	R3.11.1 ～ R5.10.31	1人	・鷲尾　真由美	新木間ケ瀬	女性	人事課

※網掛け部分が今回協議委員

※no.29 野田市消防委員会委員の任期を修正（当初R3.8.1～R5.7.31だったが、R3.8.1～R3.9.30の間が委嘱なしの空白期間が生じた為。R4.6消防総務課より申出

※no.24野田市社会福祉協議会　評議員の任期を修正（当初R4.6を任期の終期としていたが、令和4年度の会計年度にかかる定時評議員会の終結の時というのは、令和5年度であるとのことから、R5.6に修正。）